

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

(5) 生計維持の確認

障害基礎年金の加算額の対象者に該当する子に関する生計維持関係の認定については、「受給権発生日若しくは障害基礎年金に係る加算額の加算開始事由に該当した日」(生計維持関係等の認定を行う日(以下「認定日」という。))において、『生計同一要件』及び『収入要件』を満たす場合に、受給権者と生計維持関係があるものと認定される。

<生計維持関係の認定>

生計同一要件 + 収入要件 ⇒ 生計維持関係にある

① 生計維持証明欄の記入

- 生計維持関係の申立の記入、署名(又は記名押印)等記入漏れがないか確認する。
- 収入関係について「はい」か「いいえ」に○が付されているか確認する。

受給権が発生すると思われる時点での生計維持関係について、記入されているか確認する。

② 添付書類等の確認

- 提出された戸籍、住民票の写し等の添付書類の交付日を確認する。

生計同一関係の認定に必要な書類については、障害認定日による請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前6月以内、事後重症による請求の場合は、請求日1月以内のものを添付する。

③ 生計同一要件(事実婚関係除く)

③-1 添付書類

- 認定対象者の生計同一要件を確認する書類の提出があるか確認する。

請求者と加算額の対象者(以下、「認定対象者」という。)の生計同一関係の認定については、下記の【生計同一要件を確認する書類】に記入された書類に基づき行う。

認定対象者の状況区分に応じた書類が提出されていることを確認する。

<注意>

- ・遡って障害認定日請求を行う場合は、受給権発生時の生計同一要件が確認できる書類の提出が必要となる。
- ・裁定請求時と住所が異なっている場合は、戸籍の附票又は住所の変更履歴の記載のある住民票の写等の提出により確認を行う。

【参照】

平成23年3月23日
年発0323第1号
「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」

【参照】

平成22年第27号
「国民年金法等の一部を改正する法律」(以下、障害年金加算改善法)

【参照】

給付情 2011-40
給付指 2011-115

【参照】

平成17年12月16日
庁保発第1216001号
社会保険庁運営部
年金保険課長通知

【参照】

平成27年9月30日
年管管発0930第22号
厚生労働省年金局事業管理課長通知

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

【生計同一要件を確認する書類】

認定対象者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	・住民票(世帯全員)の写
住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき	・それぞれの住民票(世帯全員)の写 ・別世帯となっていることについての理由書
住所が住民票上異なっているが、現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき	・それぞれの住民票(世帯全員)の写 ・同居についての申立書 ・別世帯となっていることについての理由書 ・第三者の証明書又は「別表(※)」に掲げる書類
単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅した時は、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき ・生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること ・定期的に音信、訪問が行われていること	・それぞれの住民票(世帯全員)の写 ・別居していることについての理由書 ・経済的援助及び定期的な音信、訪問等についての申立書 ・第三者の証明書又は「別表(※)」に掲げる書類

※ 生計同一関係を証明する書類(別表)

事項	提出書類
①健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写
②給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写
③税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税台帳等の写
④定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写
⑤その他①から④に準ずる場合	その事実を証する書類

③2 申立書の記入内容

生計同一関係に関する申立書(以下、「申立書」)が提出されている場合、記入内容に漏れがないか確認を行う。

生計維持関係の認定を行うために、請求者と認定対象者が『同居』しているのか、また、『別居』の場合、請求者から認定対象者に対して、経済的援助の実態が認められるのか等、「申立書」に記入されていることを確認する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

<様式> 「生計同一関係に関する申立書」 **別紙1** (表面)

加給年金	子の加算	配偶者・子	別紙1
------	------	-------	-----

生計同一関係に関する申立書

1 生計同一関係の開始日 ※①が障害年金受給者である場合には記入
(昭和・平成 _____年 _____月 _____日・頃)

2 別世帯になっている理由
※①と②は同居しているが別世帯となっている場合には記入

3 同居についての申立(別居していることの理由)
※①と②の住民票上の住所が異なる場合には記入

4 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

① ①から②に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし)

② 上記①で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約 _____ 回程度)

③ 経済的援助の内容

[記入事項確認時の注意]

1 生計同一関係の開始日

認定日より前の日付であることを確認する。

2 別世帯になっている理由

同居しているが世帯を別にしている理由について確認する。

3 同居についての申立(別居していることの理由)

- ・同居の場合、消費生活上の家計を一つにしている等、生活における相互依存の実態が推認され得ることから、原則、生計同一関係にあるものとして認める。
- ・別居の場合、単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情によるものであることを確認する。

4 経済的援助についての申立

別居の場合、①から②に対する経済的援助の実態が認められる場合には、生計同一関係があるものとして認められるため、認定日の直前に、経済的援助が「誰から誰に対して」行われていたのかを確認する。

生活費、療養費、施設入居費等の現金による経済的援助だけでなく、衣服、食事、住宅、介護等の現物給付も経済的援助に含める。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

<様式> 「生計同一関係に関する申立書」 **別紙1** (裏面)

5 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

⑦ 音信の手段 (_____)

⑧ 訪問回数 (年・月・週 約 _____ 回程度)

⑨ 音信・訪問の内容

6 生計同一関係にあることの申立

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、下記①の者と、生計を同じくしております。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ 印 ※本人自署の場合には押印省略可能

② 受給権者の配偶者または子の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄: _____)

氏名 _____ (①との続柄: _____)

氏名 _____ (①との続柄: _____)

7 第三者による証明欄

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記 ① ~ ⑥ の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 _____

氏名 _____ 印 ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿

【参照】
 第三者の証明書の印の効力については、「疑義照会 2012-40」参照

[記入事項確認時の注意]

- 5** 定期的な音信・訪問についての申立
 単純に回数により判断することは困難であるため、音信・訪問等の存在とその目的を確認し、通常の夫婦に存在すべき程度のものであるのかを確認する。
- 6** 生計同一関係にあることの申立
- 7** 第三者による証明欄
 証明者が、会社(法人)や個人商店の場合、証明者(法人)の所在地、証明者(法人)の名称、証明者(法人)の役職・氏名を明記の上、印は社印、代表者印、私印のいずれも認める。
 証明者が個人の場合、住所、続柄、氏名を明記の上、印は私印とする。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

④ 収入要件(事実婚関係除く)

- 認定対象者の収入の状況を確認できる書類の提出があるか確認する。
- 所得証明の年度区分が正しいか確認する。

【収入要件を確認する書類】

ア. 加算額の加算開始事由に該当した日の前年若しくは前々年の源泉徴収票(※)、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類又は認定対象者が下記の表左欄に掲げる者である場合にあっては、表右欄に掲げる書類

※ 源泉徴収票の提出があった場合

該当年に発行された全ての源泉徴収票の提出を求め、請求者(届出者)に対して他に所得がない旨の聞き取りを行った上で、該当年の全ての源泉徴収票を取得し、次の事項を別紙に記入する。

なお、原本返却を行った場合は、原本証明が行われたコピーの余白に記入する。

- 他に所得が無い旨を確認したこと
- 確認日
- 確認者の所属部署
- 確認者の氏名

認定対象者	認定対象者の状況	提出書類
子	義務教育終了前	不要
	健康保険等の被扶養者	健康保険被保険者証の写等
	高等学校等在学中	在学証明書又は学生証の写
	公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者	年金証書及び裁定通知書の写

<注意>

障害等級が1級又は2級に該当した者が、障害年金加算改善法施行日(平成23年4月1日)以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者又は子を有することとなった場合には、生計を維持することとなった日の属する年の前年分(1月～12月)の加算対象者の所得証明が必要となる。

【収入要件の認定要件】

障害厚生年金及び障害基礎年金の生計維持認定対象者にかかる収入に関する認定にあたっては、次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入を有すると認められる者以外の者に該当するものとする。

【参照】

平成27年9月30日
年発0930第11号
厚生労働省年金局長通知

【参照】

原本返却の方法については、給付指2012-6参照

【参照】

業務処理マニュアル「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」を確認する

【参照】

老齢厚生年金 加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書)の掲載先

00701_業務マニュアル・業務スケジュール・機構業務つうしん >>
00201_各種マニュアル等【諸規程以外のもの】 >>
00301_業務関係・システム等機器操作関係 >> 年金給付に関する電子帳票ファイル

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

- ア 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入)が年額850万円未満であること。
- イ 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得)が年額655.5万円未満であること。
- ウ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記ア又はイに該当すること。
- エ 前記のア、イ又はウに該当しないが、定年退職等の事情により現に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること。

【参照】

平成21年2月17日
庁保険発第0217001号
社会保険庁運営部年金保険課長 通知

(6)障害基礎年金の子の加算にかかる確認

- 配偶者が児童扶養手当受給中の場合は、「障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書」が添付されているかを確認する。

【参照】

給付情 2011-40

児童扶養手当を受給していない場合に「障害年金の子の加算請求に係る申出書」を添付していたが、児童扶養手当法の改正に伴って、平成26年12月1日以後は不要となる。

① 障害年金加算改善法(平成23年4月1日施行)

改正前は、障害年金の受給権発生時に生計維持している配偶者や子がいる場合にのみ加算(配偶者がいる場合は、障害厚生年金に加算)を行うこととしていたが、改正後は、これに加えて受給権発生後に生計維持している配偶者や子がいる場合にも加算を行うこととなった。

また、それまで子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合は、児童扶養手当は支給されなかったが、いずれかを選択して受け取ることが可能となった。

② 児童扶養手当法の改正(平成26年12月1日施行)

平成23年4月から平成26年11月分までは、障害基礎年金の加算又は児童扶養手当のいずれか一方のみを選択して受け取ることとなっていたが、平成26年12月分(平成26年11月受給権発生)からは、一律に障害基礎年金の加算が優先して支給されることとなった。なお、障害基礎年金の加算の額(配偶者が年金を受けている場合は、配偶者自身の年金と障害基礎年金の加算との合算額)が、児童扶養手当の額を下回る場合には、差額を受け取るようになった。

(平成26年11月以降に受給権発生する場合の留意点)

加算改善法の施行に伴い行っていた障害基礎年金の加算と児童扶養手当のいずれか金額の高い方を選択するための確認事務は、不要。

(平成26年10月以前に受給権発生する場合の留意点)

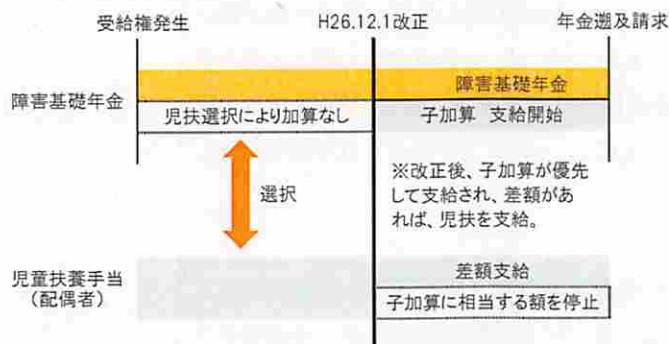
また、平成26年10月以前に遡及した期間について児童扶養手当を選択し

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

た場合は、平成26年12月分から障害基礎年金の加算を支給するため、別途「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届(様式229-1号)」及び生計維持認定関係の書類が必要となる。切り替え手続きにおける生計維持の認定日は「平成26年11月30日」とする。(ケース1参照)

ケース1 障害基礎年金を遡及請求した場合(児童扶養手当を受給している場合)



(解説)

障害基礎年金を遡及して請求し、受給権発生時までは児童扶養手当を受け取っているために障害基礎年金の加算は支給しない事例。この場合、児童扶養手当法改正後(平成26年12月1日)は、障害基礎年金の加算が優先して支給されるため、障害基礎年金請求時に「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届(様式229-1号)」及び生計維持を確認する書類を同時に受け付ける必要がある。

なお、このような場合は、生計維持の認定日は、「平成26年11月30日」とし、該当理由は「04生計維持関係の復活」となる。

ケース2 障害基礎年金を遡及請求した場合(児童扶養手当を受給していない場合)



(解説)

障害基礎年金を遡及して請求し、受給権発生時までは児童扶養手当を受け取っていない場合は、「受給権発生日」は障害基礎年金の加算の生計維持の認定日となる。

(7)外国籍の場合の添付書類の確認

- 請求者又は配偶者(又は双方)が外国籍の場合、平成24年7月8日以前に遡って受給権発生する場合には、戸籍及び住民票に代わって、外国人登録原票記載事項証明書(請求者が法務省入国管理局へ開示請求を行

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

う。)又は居住国の公的機関が発行した証明書で、「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」「婚姻日」等が明記されているものが添付されているかを確認する。

住民基本台帳法の一部改正等により平成24年7月9日以降、一定の条件を満たした外国人に対し外国人登録制度が廃止され住民票が作成された。

受給権発生が住民票作成後であっても、外国人同士の婚姻等で戸籍が無いとき(戸籍から婚姻の事実が確認できないとき)は、受給権者等の属する国の公的機関の発行した戸籍(国外居住の場合は戸籍及び住民票)に代わるべき証明書又はそれに準ずるもの(翻訳人を明記した和訳文を添付する)を確認する。

(8)「年金請求書入力帳票」の記入

年金請求書の審査完了後、年金請求書内の「入力帳票」の項目に記入を行う。入力するコードは、次ページ「障害基礎年金 年金請求書審査方法・補正方法等(様式107号)」に記載の一覧を参照する。

(9)審査内容の再確認

年金請求書の書類の並び順、認定調書の内容確認、審査書類一式の確認をしたら、初診日や障害の程度について誤りがないか、請求者(代理人)や年金事務所からの個別対応が必要な要望や事務連絡がないか、関連各部へ回付する諸変更データ等に記入漏れや誤りがないか、再度確認をする。

【参照】
精神障害については、【給付指 2016-67】「別添5 精神の障害に係る等級判定ガイドライン事務処理要領」P19 参照

(10)入力依頼

年金給付受付システムに「オンライン依頼中」を登録した後に年金請求書を委託業者へ引き渡す。

障害年金センターより委託業者への年金請求書の引渡しは、原則、毎週月曜日、火曜日及び水曜日の午前に行う。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

障害基礎年金 年金請求書審査方法・補正方法等(様式107号)

項目	審査方法・補正方法等
受付年月日	年金請求書受付日と、診断書作成日や現症日が前後している場合は、年金事務所に事情を確認の上必要に応じて不備返戻する。
① 個人番号又は基礎年金番号	基本情報画面の個人番号又は基礎年金番号が正しく記入されているか確認する。
②生年月日	戸籍(単身者の場合は、住民票でも可)と、年金請求書に記載されている生年月日を照合する。
③記録不要制度 (厚年)(船員) (国年)(国共) (地共)(私学)	全期間について被保険者期間がないとみなされるとき(脱退手当金支給・共済組合移管等)は、「厚年・船員・国年・国共・地共・私学」欄の該当制度に「1」を記入する。
④種別	障害基礎年金のときは「53」、20歳前障害基礎年金のときは「63」に○をする。 (6改附第4条1項及び2項による障害基礎年金は「53」、60改附23条2項、6改附4条5項、6項又は6改6条1項による障害基礎年金は「63」である。)
課所符号	年金請求書の進達年金事務所の符号が記入されているか確認する。相違しているときは、年金事務所に確認する。
⑤進達番号	進達番号の1桁目は和暦年の下1桁、2桁目は「9」残りの3桁は年金事務所におけるその年の進達の連番の5桁となっている。
⑦重(重複裁定無視表示)	既に決定している年金が遺族給付か、それ以外で死亡失権している場合で未支給を請求しているときは「1」を記入する。
⑧未保(未選択保留表示)	①「現在公的年金制度等から年金を受けていますか」欄を審査、補正した後、受けている年金が今回請求のあった障害基礎年金を併せて受けること(以下「併給」という。)のできない年金の場合(60改附26条による場合を含む)は、「1」を記入する。 この場合で、年金受給選択申出書が添付されていないときは返戻する。
⑨支保(支払保留表示)	1. 初回支払以降の支払を一時保留する必要があるか確認する。 2. 初回支払以降の支払額を一時保留する必要があるときは「4」を記入する。 例1)障害年金受給中の者からの請求で併合により前年金が失権し過払いが生じる場合 例2)裁定時において受給権発生後の加対者の異動が判明している場合 3. 裁定時において、受給権者の申出により年金額の支給を停止する場合は「4」を記入する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

	<p>なお、支払保留コードはむやみに入力しないこと。入力した場合は、相談等の対応ができるよう留意すること。</p> <p>また、「⑨支保」欄に「4」を記入した場合は、裁定後、保留解除のデータ等を中央年金センター支払G等に回付すること。</p>
⑩氏名(フリガナ)	<p>戸籍(単身者の場合は、住民票でも可)と、年金請求書に記入されている氏名を照合する。本人自署の場合は、押印を省略できる。</p> <p>※ 外字入力できるものは外字入力する。</p> <p>※ 外国人氏名の収録の際はスペースの位置等に留意する。</p>
性別	<p>戸籍(単身者の場合は、住民票でも可)と、年金請求書に記入されている性別を照合する。</p>
⑪住所の郵便番号 ⑫住所(フリガナ)	<p>請求者の住所(居所)が記入されているか確認する。</p> <p>※ 成年後見人の住所の登録を希望する場合は、必要書類が添付されているか確認する。</p> <p>※ 外国居住者の場合、郵便番号は「999-9999」とし、国名のみをカタカナで記入する。</p>
他年番	<p>基礎年金番号と異なる記号番号が記入されているときは、基礎年金番号に統合されているか確認する。</p>
⑬年金受取機関 ⑭金融機関コード ⑮支払局コード ⑯支店コード ⑰預金種別 ⑱口座番号及び貯金通帳の口座番号	
㉑加算額の対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受給権発生当時は加算者として認められるが、裁定時までには不該当事由(子の18歳到達日以降の最初の3月31日到達日を除く)に該当していることが判明しているときは、「支保」欄に「4」を記入する。 2. また、診断書が添付されているときは、障害認定を受け、1級又は2級の障害の状態に該当するときは、診断書コードを該当する子の「診」欄に記入する。なお、障害状態不該当のときは「診」欄に「0」を記入する。 3. 添付書類等により生計維持関係が立証できないときは、その「氏名」欄、「生年月日」欄及び「続柄」欄を抹消する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

<p>①あなたは、現在、公的年金制度等から年金を受けていますか。</p> <p>③④⑤⑥年金コード等</p> <p>⑦他年金種別</p>	<p>1. 「1. 受けている」「2. 受けていない」「3. 請求中」を○で囲んであるか確認する。</p> <p>2. 「1. 受けている」を○で囲んでいるときは、制度名(共済組合等)、年金の種類、年月日、年金証書の年金コード又は記号番号等が記入されているか確認する。</p> <p>3. 受けている年金が今回請求のあった障害基礎年金と併給することのできる年金か確認する。併給することができない場合は、年金受給選択申出書が添付されているか確認する。</p> <p>4. 正しく記入されていないときは、添付書類により確認し訂正する。</p> <p>5. 公的年金制度等又は船員保険法から年金を受けているときは、次のとおり記入する。</p> <p>(1)国民年金から次の年金を受けているときは、当該年金の種別を「種別」欄に記入する。</p> <p>(2)公的年金制度から(1)以外の年金を受けているときは、当該年金の年金証書の年金コードを左詰めで「年金コード等」欄に記入する。</p> <p>なお、共済年金を受けている場合で、共済年金受給者情報ファイルに年金情報が収録されていない(基礎年金番号未実施共済組合を含む)ときは、共済組合コード「531」を記入し、次のように年金種別を記入する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">01 減額退職年金</td> <td style="width: 50%;">11 老齢厚生(退職共済)年金</td> </tr> <tr> <td>03 障害年金</td> <td>13 障害厚生(共済)年金</td> </tr> <tr> <td>04 遺族年金</td> <td>14 遺族厚生(共済)年金</td> </tr> <tr> <td>09 通算遺族年金</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3)恩給等を受けているときは、記入する必要はない。</p> <p>6. 「種別」欄を記入したものは全て「未保」欄に「1」を記入する。</p> <p>7. いずれも○で囲んでいないときは、本人に照会する。</p> <p>8.</p> <p>(1)障害年金を受給中であるときは、「重」欄に「1」を記入し、前後の傷病の障害を国年法 31 条及び 60 改附 26 条により併合認定できるとき(障害の状態がお互いに 2 級以上)は、障害年金の証書の基礎年金番号・年金コードを抹消する(60 改附 26 条により前年金が失権しない場合を除く)。</p> <p>(2)(1)以外のときは、年金請求書に記入されている基礎年金番号・年金コード等を窓口装置により確認し、年金コード等を「1」「2」「3」にそれぞれ転記する。年金請求書に添付されている年金受給選択申出書の処理を行う。</p> <p>9. 事後重症又ははじめて2級に該当する者が老齢基礎年金の繰上げ請求をしている者(条文コード 02-0900200)であるときは、不支給とする。</p> <p>10. 「1. 受けている」に○を付してあり基礎年金番号・年金コード等の記入がないときは、本人に照会する。</p> <p>11. 「3. 請求中」に○を付してあり、事後重症又ははじめて2級に該当する者</p>	01 減額退職年金	11 老齢厚生(退職共済)年金	03 障害年金	13 障害厚生(共済)年金	04 遺族年金	14 遺族厚生(共済)年金	09 通算遺族年金	
01 減額退職年金	11 老齢厚生(退職共済)年金								
03 障害年金	13 障害厚生(共済)年金								
04 遺族年金	14 遺族厚生(共済)年金								
09 通算遺族年金									

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

	<p>で老齢基礎年金の繰上げ請求をしている者は、その年金の裁定を確認の上不支給とする。</p> <p>12.年金受給選択申出書は、裁定後、中央年金センター支払G等へ回付する。</p>
㉞ 次の年金制度の被保険者又は組合員等となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。	
㉟ 上・外(業務上外表示)	業務上であるときは「1」、業務外であるときは「2」に○をする。
㊱ 初診年月日	当該傷病の初診日を記入する。
㊲ 障害認定日	<p>1. 障害認定日(国年法 30 条)</p> <p>(1) 初診日から起算して1年6月を経過した日</p> <p>(2) 初診日から起算して1年6月以内にその症状が固定又は治った日</p> <p>2. 事後重症請求(国年法 30 条の 2)</p> <p>障害認定日(初診日から起算して1年6月を経過した日)</p> <p>3. はじめて1・2級(国年法 30 条の 3)</p> <p>基準傷病について①と同様</p> <p>4. 20歳前障害(国年法 30 条の 4)</p> <p>20歳に達した日又は20歳後の障害認定日</p> <p>(60改附 23 条 2 項による年金は②と同様に行う)</p> <p>5. 6改附 4 条 1 項、2 項、5 項及び 6 項の場合は、失権した年金の当該傷病の障害認定日</p> <p>6. 6改附 6 条第 1 項</p> <p>障害認定日については「0、00、00、00(オールゼロ)」と記入する。</p>
㊳ 傷病名	請求者にかかる診断書が添付されている場合、障害認定を受け、その結果、1級又は2級の障害の状態に該当するときは、「傷病名」欄に主たる傷病から順に傷病名コードを左詰めで記入する。
㊴ 診断書	認定調書の認定結果を記入する(資料 1 参照)。
㊵ 等級	認定調書の認定結果を記入する。
㊶ 有年数・有年	認定調書の認定結果を記入する。
㊷ 三(第三者行為表示)	障害の原因が第三者行為によるものであるときは第三者行為表示を記入する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

	「1」 航空機、船舶、列車、バス等によるもの 「2」 「1」以外の交通事故(一般の自動車事故等) 「3」 その他
㊦障害の原因は第三者の行為によりますか。	障害の原因が第三者行為によるものであるときは、「第三者行為事故状況届」等が添付されているかどうか確認する。 また、裁定処理が終了したときは、年金証書の基礎年金番号・年金コードを記入し、「第三者行為事故状況届」等の関係書類を中央年金センター渉外G等へ速やかに回付すること。
㊦障害の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名及び住所を記入	
㊦必ず記入してください。 (1)この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。	※ 事後重症による請求であるときは、本人が積極的に事後重症として請求してきたものであるため、障害認定日における障害の状態の確認は行わないことから障害認定日の診断書の添付は必要ない。
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。	
(2)過去に障害給付を受けたことがありますか。	
(3)障害の原因である傷病について記入してください。 傷病の発生した日	請求者が申し立てる発生日が記入してあるか確認する。
初診日に加入していた年金制度	該当する年金制度の番号が囲んであるか確認する。
現在傷病はなおっていますか。	
なおっているときは、なおった日	なおった日が障害認定日より前の日付の場合には、症状固定を確認してあるか認定調書を確認する。
傷病の原因は業務上ですか。	「1. はい」「2. いいえ」のどちらかに○があるか確認する。
他の保険給付	業務上の場合、該当する保険制度に○があるか確認する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

受けられる給付の種類・支給の発生した日	該当する給付の種類・発生日が記入してあるか確認する。
(4)国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。	「1. はい」「2. いいえ」のどちらかに○があるか確認する。
④⑤差引	認定調書に差引率が記入されているときに数字を記入する。
④⑥受給権発生年月日	1. 認定日請求 障害認定日を記入する。 2. 事後重症請求 年金請求書受付日を記入する。 3. はじめて2級 診断書の現症日を記入する。
④⑦停止事由・停止期間	1. 労働基準法77条の規定による障害補償が受けられるか確認する。 同条の規定による障害補償を受けられるときは、「停止事由」欄に07を、「停止期間」欄に受給権発生年月の翌月及び受給権発生年月から6年経過後の年月をそれぞれ記入する。 2. 20歳前障害基礎年金の場合で次のいずれかに該当していないか確認する。 (1)監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき (2)少年院その他これらに準ずる施設に収容されているとき (3)日本国内に住所を有しないとき (4)請求者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額を超えるとき(所得状況届により確認する)。 (5)(4)による2分の1支給停止かつ恩給等による一部支給停止に該当するとき 3. 上記(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、「停止事由」欄に61を、「停止期間」欄に受給権発生年月の翌月をそれぞれ記入する。 4. 上記(4)に該当する場合で全額停止のときは「停止事由」欄に62を、2分の1支給停止のときは65を記入し、「停止期間」欄に受給権発生年月の翌月をそれぞれ記入する。 5. 上記(5)に該当するときは、「停止事由」欄に65を、「停止期間」欄に受給権発生年月の翌月を、「支保」欄に4をそれぞれ記入する。 6. 裁定後、保留解除及び恩給等による一部支給停止のデータ「国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第250号)」を作成し、中央年金センター支払G等へ回付する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

④条文	<p>「条文」欄に該当条文を記入する。</p> <p>01-3000101 国年法 30 条 1 項 1 号 01-3000102 国年法 30 条 1 項 2 号 01-3020000 国年法 30 条の 2 01-3030000 国年法 30 条の 3 01-3040100 国年法 30 条の 4 1 項 (60 改附 23 条 2 項を含む) 01-3040200 国年法 30 条の 42 項 01-3100100 国年法 31 条 1 項 06-0400100 6 改附 4 条 1 項 06-0400200 6 改附 4 条 2 項 06-0400500 6 改附 4 条 5 項 06-0400600 6 改附 4 条 6 項 06-0600100 6 改附 6 条 1 項</p>
④⑨⑩⑪ 共済コード・共済記録	<p>1. 「㊦次の年金制度の被保険者又は組合員等となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。」欄により共済組合に加入したことがあるかどうか確認する。</p> <p>2. 共済情報連携システムの「年金加入期間照会」画面又は共済組合にかかる年金加入期間確認通知書により「共済コード」「共済記録」「共済要件種別コード」「共済計算種別コード」欄を記入する。通知書の共済コードが 4 桁の場合、先頭の 8 を除いて記入する。</p>
⑤死亡保留	<p>1. 添付書類又は未支給請求書により請求者が既に死亡していないか確認する。</p> <p>2. 請求者が死亡している場合、未支給請求者は死亡した者の配偶者、子、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の三親等以内の親族であって当該死亡者の死亡当時その者と生計を同じくしていたか、また、先順位者がいないか確認する。</p> <p>3. 請求者が死亡している場合は、死亡保留「1」を記入する。また、「国民年金・厚生年金保険 年金受給権者死亡届」「国民年金・厚生年金保険 未支給年金保険給付請求書」が添付されていないときは返戻する。生計同一関係を証明する書類が添付されていないときや先順位者がいるときも返戻する。</p> <p>4. 「国民年金・厚生年金保険 年金受給権者死亡届」「国民年金・厚生年金保険 未支給年金保険給付請求書」は、裁定後、中央年金センター支払G等へ回付する。</p>
⑥追加区分	
⑦時効区分	<p>「時効の取扱いにかかるチェックシート」の処理区分を記入する。</p>

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

5-2 入力処理

認定後審査完了の後、委託業者に入力を委託する。

(1)年金請求書の入力

- 引き渡された年金請求書について、引き渡された当日(月曜日、火曜日、水曜日)にSOLSにより入力する。

(2)処理結果リストとの突合

- ブルーリスト(処理結果リスト)を出力し、2次チェックまで実施する。

(3)裁定事故となった年金請求書の取扱い

- 裁定事故となった年金請求書(ハードコピーを添付したものは、原則、入力した日の翌営業日午前障害年金センターへ回付する。
- 障害年金センターが整備した当該年金請求書について、再入力を行う。

(4)年金請求書の引抜き

- 入力委託中に何らかの理由により障害年金センターでの確認作業が必要になった場合、障害年金センターから「年金請求書引抜き委託票」が提出されるので、当該年金請求書を引き抜き、速やかに障害年金センターへ回付する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

5 認定後審査・入力

5-3 入力エラー等の対応

- 委託業者より、入力エラーとなった年金請求書等が納品された場合は、内容をチェックし、年金請求書を整備し、再度委託業者へ引き渡す。

5-4 最終チェック(件数及び未入力確認)

- 入力処理が完了した件数と未入力件数を確認する。
未入力を確認された年金請求書については、委託業者に再度、入力処理を委託する。

第2章

年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

6. 決裁

6-1 決裁

(1) 認定後の決裁

- 認定結果の確認が終了した診断書について、認定件数を確認し、総括表に上長の決裁を受ける。

(2) 入力委託前の決裁

- 入力委託前に上長の決裁を受ける。
- ① 決裁者は、最終チェックを行い、誤りがあった場合、訂正のうえ再度決裁を受ける。
 - ② 年金給付受付システムで「処理状態等」欄は「入力日」を選択し、「業務日」欄に入力日を登録する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

6-2 不支給・却下処分

不支給・却下となったものは、その内容に応じて、不支給・却下決定の発議をし、決裁を受ける。

(1) 手作業による処分通知書の作成・決裁

手作業により処分通知を作成し、障害年金センター長の決裁を受ける。

処分通知書を請求者送付用のほかに3部(起案・編綴用、年金事務所送付用、市区町村宛て送付用)作成する。

(2) 厚生労働大臣の承認決裁

機構本部(高井戸)に対象者を報告し、国の承認を受ける。

年金給付受付システムに「他省庁照会中」・「他省庁等回答」を登録する。

第2章

年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

7. 事後処理

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

7 事後処理

7-1 配信取得

- 委託業者は、業務スケジュールに沿って、年金証書・年金決定通知書(以下「年金証書」という)、年金決定者一覧表、総括表、裁定事故者一覧表等を配信取得する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

7 事後処理

7-2 年金決定者一覧表の確認

委託業者は以下の作業を行う。

(1)年金決定者一覧表の確認

年金決定者一覧表は機構本部(高井戸)で出力され、機構本部(高井戸)から障害年金センターへ回付される。回付された年金決定者一覧表と年金請求書の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号、進達番号、受給権発生日及び未選択保留、支払保留の入力内容を確認する。

- ① 入力済みの年金請求書の引渡しは、原則、毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌営業日)の午後に行う。
- ② 年金請求書は、決定分とそれ以外に区分し、「年金決定者一覧表」とともに納品される。

(2)年金給付受付システムの登録

年金給付受付システムの処理状態を「裁定済」と登録する。

「業務日」欄に「裁定年月日」を登録する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

7 事後処理

7-3 通知書の発送

委託業者は、以下の(1)及び(2)の作業を行う。

(1)年金証書の発送

- 年金決定者一覧表、裁定者一覧表(総括表)、裁定事故者一覧表を確認し、国の承認後に請求者あて年金証書を発送する。
- 引抜き依頼を行った年金証書は障害年金センターから発送する。
- 年金給付受付システムに「通知発送」を登録する。

(2)年金決定者一覧表の発送

- 年金事務所あて年金決定者一覧表(市区町村用を含む。)を発送する。

国年則65条

「確認完了メール」が届くまでは、発送しない。

送達不能で返戻されたものは「年金証書返戻整理簿」を作成し再送付等処理経過を把握する。再送付できないものについては、施設可能な保管庫に保管し裁定日より6月経過後、決裁を受け廃棄処分をする。年金証書には「裁定者のしおり」また必要に応じて別途お知らせを同封する。(新規裁定未支給の場合は送付しない)※時効特例給付に該当する場合は、「時効特例給付のお支払について(お知らせ)」を同封する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

(3)不支給・却下通知の発送

- 国の承認後、請求者あて不支給・却下通知を発送する。
- 年金事務所あて処分通知、診断書及び認定調書それぞれの写しを2部(市区町村用を含む。)送付する。
- 年金給付受付システムに「通知発送」を登録する。

(4)送達不能となった年金証書(不支給・却下通知)の取扱い

- 年金証書(不支給・却下通知)が宛先不明で返送された場合は、次により処理する。

- ① 送達不能分受付簿に必要事項を登録する。
- ② 決定を行った年金請求書を引き抜き、裁定時(不支給・却下については通知作成時)の入力誤りや、住所変更届の添付がないか確認する。
- ③ ②に該当しない(請求者指定の住所で通知が作成されている)場合は、進達年金事務所あて送付する。

(5)レントゲンフィルムの返送事務

- 障害の程度を認定したもののうち、年金請求書にレントゲンフィルム添付有と表示されているものは、レントゲンフィルムを請求者あて返送する。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

7 事後処理

7-4 中央年金センターへの回付

(1)回付書類の引抜き

- 決裁後は、年金請求書に添付された書類の中から中央年金センター支払G等へ入力依頼する回付書類(諸変更届等・年金額改定等の処理票・添付書類)を引き抜き、裁定されるまで保管しておく。

- ① 中央年金センター支払G等において処理を行う諸変更等の書類については、担当Gへ回付する。
- ② 第三者行為事故状況届及び確認書は、中央年金センター渉外Gへ回付する。

(2)回付書類の内容審査・決裁

- 回付書類(諸変更届等・年金額改定等の処理票・添付書類)の内容審査を行い、決裁を受ける。

(3)中央年金センターへの回付

- 引継簿を作成する。
- 届書は、委託業者にて年金給付受付システムに「回付中」と登録し、中央年金センターへ回付する。

【参照】

「年金受給権者にかかる諸変更届の進達事務の手引」を参照

7-5 年金証書の引抜き依頼

- 不支給決定通知書を同封する場合や、死亡者等の発送不要者又は海外居住者等の別送者について年金証書の引抜きが必要な場合は、委託業者に対し、引抜き依頼を行う。

【参照】

【障改指 2016-5】「障害年金給付業務における事務取扱要領」を参照

7-6 障害年金審査支援ツールへの登録

- 認定結果を障害年金審査支援ツールへ入力する。

【参照】

障害年金審査支援ツールの操作マニュアルについては、【給付指 2016-67】別添1参照

7-7 保管

- 定期的に年金請求書を箱詰めし、保管する。

年金請求書は、委託業者において整理・編綴のうえ、障害年金センターへ納品される。

第3章 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)

〔障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金〕 様式 104 号

<p>目的</p>	<p>厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病(病気やけが)によって、障害の状態になった者が障害給付を受けるときの請求</p>
<p>概要</p>	<p>【受給資格要件】</p> <p>次の3つの要件全てに該当していることが必要である。</p> <p>〔初診日(発病日)要件〕</p> <p>昭和61年4月1日以後の厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病(病気やけが)により障害の状態になったこと。</p> <p>または、昭和61年4月1日以前の厚生年金被保険者である間に発病した傷病により、昭和61年4月1日以後、障害の状態になったこと。</p> <p>〔保険料納付要件〕</p> <p>初診日が昭和61年4月1日以後の場合</p> <p>① 障害の原因となった傷病の初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(第2号被保険者期間としての20歳未満及び60歳以上の期間も含む)と保険料免除期間を合わせた期間が、3分の2以上あることが必要である。</p> <p>② 障害の原因となった傷病の初診日が65歳到達日前にある者で、その初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、3分の2に満たない場合でも、平成38年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ、納付要件を満たすことになる。</p> <p>③ 障害の原因となった初診日が平成3年5月1日前の時は、月の前々月は月前における直近の基準月(1, 4, 7, 10月)の前月とする。</p> <p>〔障害の程度の要件〕</p> <p>障害認定日(傷病の状態が治った(固定した)日又は初診日から1年6月経過した日)に障害等級の1級、2級又は3級の障害の状態にあること。</p> <p>初診日から5年経過するまでに傷病の状態が治癒(症状が固定)したものについては、3級より軽い程度であっても、障害手当金が支給される。ただし、治癒した日から5年以内に請求することが必要である。(障害手当金は、制度「健保厚年」届書コード「021-1」に収録される)</p> <p>【障害の程度の認定】</p> <p>障害の程度の認定は、障害年金センターにおいて、国年令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されている「障害の程度」の「障害等級認定基準」に基づき行われる。</p> <p>※ 新規に旧法の障害年金を請求する者の診査にあたっては、旧国年法別表、旧厚年法別表第1の「国民年金障害等級認定基準」(昭和54年11月1日庁保発第31号)及び「国民年金において併合認定を行う場合の後発障害認定基準」(昭和54年11月1日庁保発第32号)並びに「厚生年金保険の障害認定要領」(昭和52年7月15日庁保発第20号)により障害の程度が認定される。</p> <p>≪用語の説明≫</p> <p>「初診日」 障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日をいう。</p> <p>「障害認定日」 障害厚生年金等の支給を受けることのできる障害の程度の状態にあるかを判断する日をいう。なお、この障害認定日は、初診日から1年6月を経過した日又はその間においてなおった日(身体の一部を失った日や症状が安定し、長期にわたってその傷病の固定性が認められ、医療上、治療の効果が期待できないと判断された日)をいう。</p>

概要

【事後重症による請求】

障害の原因となった傷病の初診日の前日において、被保険者要件及び保険料納付要件を満たしている者の障害の状態が、障害認定日において3級の状態までに該当しない場合に、その後、65歳に到達する日の前日までの間に、その障害の状態が悪化し、かつ本人が65歳に達する日の前日までに障害年金を請求することにより、3級、2級又は1級の障害の状態に該当した場合は、請求した日に障害厚生年金の受給権が発生する。

なお、年金の支給開始は障害年金の請求日の属する月の翌月からとなる。

【年金額】

障害厚生年金の年金額は、1級～3級の障害の程度(等級)に応じた額となる。2級及び3級の障害厚生年金は、老齢厚生年金の報酬比例の年金額の規定(厚年法43条1項)の例により計算した額になり、1級の障害厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例の年金額の1.25倍の額となる。

また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金も合わせて受け取ることができる。

なお、老齢厚生年金の報酬比例の年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月未満の場合は、300月とみなす。

[加給年金額と子の加算額]

1級・2級の障害厚生年金を受け取ることができる場合に、受給権者により生計維持されている65歳未満の配偶者若しくは18歳到達年度の末日までにある子(障害の状態にあるこの場合は20歳未満)がいる場合は、子の人数に応じた加算額が加算される。

※ 平成23年4月1日に「国民年金法等の一部を改正する法律」等が施行されたことに伴い、受給権発生後に生計を維持する配偶者及び子を有することとなった場合にも加算されることとなった。

[障害厚生年金額の最低保障]

① 3級の障害厚生年金

3級の障害厚生年金の額が2級の障害基礎年金の額に4分の3を乗じた額に満たない場合は、最低保障の措置による額が支給される。(平成28年度585,100円)

② 障害基礎年金が受けられない場合

65歳以後70歳未満の厚生年金被保険者で国民年金の第2号被保険者とされない者が、65歳以後の厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病によって障害となった場合には障害基礎年金は受給できないため、最低保障が設けられ、3級の障害厚生年金の最低保障額と同額が支給される。

※ 障害厚生年金の計算の基礎とされない被保険者期間

被保険者期間の月数の計算は、障害認定日の属する月までとなるため、障害認定日の属する月後の被保険者であった期間は計算の基礎とならない。

【結果】

年金受給権者となり、障害年金センターから『年金証書・年金決定通知書』が送付される。受給権発生月の翌月分から年金の受け取りができる。障害認定日請求の場合は、障害認定日が受給権発生日となり、障害認定日が属する月の翌月から支給開始され、事後重症による請求の場合は、請求日の属する月の翌月から支給開始となる。

DV 被害者 に対する 対応	DV 被害者に対する対応については、統一マニュアル共通編「配偶者・親族による暴力(DV)被害者の秘密保持にかかる取扱い」による対応が必要となること。
----------------------	--

提出	提出者	請求者(本人又は代理人)
	提出先	年金事務所(送付の場合は事務センターでも可)
	提出方法	窓口持参/送付/電子申請
	提出期限	すみやかに ※ 受給権発生から 5 年を経過した後に請求がされた場合は、受給権(基本権)は認められるものの、遡及して支払われる年金は 5 年分である。なお、時効特例法に該当する場合は、この限りでない。
	添付書類	必要

第3章

年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)

【様式104号】

1. 受付

第3章 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】

1 受付

1-1 受付処理

障害年金センターに送付された届書・進達票については、委託業者が以下の手順のとおり受付処理を行い、障害年金センター担当者(担当G)へ引き継ぐ。

(1) 受付件数の確認

進達票により受付件数の確認を行う。

(2) 受付印の押印

受付印(赤色)を押印する。

年金事務所・事務センターから送付された届書・進達票については、記載された内容に相違がないか確認の上、受付印を押印し、届書ごとに仕分ける。

(3) 年金給付受付システムへの登録

【年金給付】受付進捗管理システム(以下「年金給付受付システム」という。)に「進達受付」の登録を行う。

障害年金センター直送分については、年金給付受付システムに「受付」を登録する。

(4) ハードコピーの取得

窓口装置(WM)を使用し、内容審査に必要なハードコピーを取得する。
取得したハードコピーは、左上部をホチキスで綴じる。

既に届書にハードコピーが添付されている場合を除く。

(5) 添付書類の整理

届書に書類(診断書、戸籍、住民票等)が添付されている場合は、次の順序に並び替え、その後、ハードコピーを併せて届書に挟み込む。

書類の並び替え順序は次のとおりとする。

- ① 年金請求書(②以下を挟み込む)
- ② 診断書、受診状況等証明書、病歴・就労状況等申立書等
- ③ チェックシート
- ④ 添付書類(戸籍、住民票、所得証明書等)
- ⑤ 請求者に共済加入期間がある場合は、共済情報連携システム「年金加入期間照会」の2号厚年～4号厚年の該当画面
- ⑥ 振込口座通帳コピー(添付されている場合)
- ⑦ 請求者のハードコピー
- ⑧ 配偶者のハードコピー
- ⑨ 進達書類

第3章 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】

1 受付

(6)届書の記載事項に関する確認

届書に記載された基本情報に関する項目について、点検及び記入等を行う。

確認項目は次のとおりとする。

- ① 氏名・生年月日(請求者、配偶者、子)の確認
- ② 住所の確認
- ③ 口座名義人カナ氏名の確認
- ④ 金融機関コード、本支店コード、支店名(フリガナ)、預貯金種別の確認・記入作業

(7)障害年金センター担当者への引継ぎ

受付処理が完了した届書については、障害年金センター担当者(担当G)へ引継ぎを行う。

第3章 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】

1 受付

1-2 引継ぎ書類の確認

(1)引継ぎ書類の確認

- 受付処理が完了した届書等について、書類の件数を確認の上、引継ぎを受ける。
- 進達票及び回付票は、日付ごとに編綴する。

<注意>

障害年金請求等に関する電子媒体(CD・DVD等)が提出された場合には、受付した年金事務所・事務センターで検疫PCを用いて検疫作業を行い、検疫済みのデータが、XXXXXXXXXXに格納される。

障害年金センター担当者(管理G)は、格納されたデータを担当Gに回付すること。

(2)全制度回答リスト

- 年金請求書と全制度回答リストを突合する。

全制度回答リストは、年金事務所では、年金請求書の進達時に「制度共通裁定請求書登録処理票(943)」を行うことにより、システム運用部において請求者の資格記録等を抽出し、全制度回答リスト用紙に印字(年金事務所進達日の翌週火曜日に出力)したもの。

① 資格リスト

被保険者記録を抽出したもので、厚生年金保険、船員保険、国民年金の記録が暦年順に印字されている。国民年金の記録は、納付状況が最終ページに印字されている。

② 厚生年金保険の給付リスト

被保険者記録を抽出したもので、基礎年金番号、受給権発生年月日等が印字されている。給付リストは、当該基礎年金番号にかかる者が既に年金受給者である場合又はあった場合に印字される。

③ 厚生年金保険の不支給記録リスト

不支給記録を抽出したもので、不支給年月日等が印字されている。

不支給記録リストは、該当がある場合に印字される。

【参照】

電子媒体(CD、DVD等)の取扱いについては、
【給付指 2017-129】
※及び【給付指 2017-170】※参照

第3章 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)【様式104号】

1 受付

1-3 受付控えの発送

- 障害年金センター直送分については「受付控え」を出力し、請求者へ送付する。あわせて、「制度共通裁定請求書登録処理票(943)」の入力を行う。

障害年金センターにおける各工程において、サービススタンダード実施要領(要領第25号)で定められた所要日数よりも年金の決定等にかかる処理が遅延する場合は、請求者に「遅延通知書」を送付すること。

第3章

年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)

【様式104号】

2. 審査